

別表第2健康福祉部身体障害福祉課の項第1項中「関すること。」を「関すること。(精神保健福祉課の分掌事務に係るものを除く。)」に改め、同表同部同課の項同項部長専決事項の欄中第5項から第8項までを削り、同項課(総室・室)長専決事項の欄中第3項から第6項までを削り、同表同部同課の項中第6項及び第7項を削る。  
 別表第2健康福祉部知的障害福祉課の項第2項を次のように改める。

|                      |  |  |   |  |
|----------------------|--|--|---|--|
| 2 心身障害者扶養共済制度に関すること。 |  |  | 1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)第5条の規定による加入の承認に関すること。<br>2 同条例第8条の規定による掛金の減免に関すること。 | 1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。<br>2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付に関すること。<br>3 同条例第15条の2の規定による脱退一時金の給付に関すること。<br>4 心身障害者に対する年金の支給に関すること。<br>5 心身障害者扶養保険約款に基づく保険料の納付に関すること。 |
|----------------------|--|--|---|--|

別表第2健康福祉部知的障害福祉課の項第6項中「、肥後学園」を削る。  
 別表第2健康福祉部家庭福祉課の項を削り、同表同部健康危機管理課の項第4項部次長専決事項の欄中「第13条第3項」を「第13条第4項」に、「辞退による取消し」を「取消し」に改め、同表同部同課の項第6項部次長専決事項の欄中「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に、「第7条」を「第7条第1項及び第9条」に、「及び同法第9条」を「並びに同法第11条第1項」に改め、同表同部同課の項第7項中「審査」を「診査」に改め、同表同部業務課の項第4項を次のように改める。

|                           |  |  |  |  |
|---------------------------|--|--|--|--|
| 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。 |  |  |  |  |
|---------------------------|--|--|--|--|

別表第2健康福祉部食品衛生課の項第1項を次のように改める。

|               |  |  |  |                                    |
|---------------|--|--|--|------------------------------------|
| 1 食品衛生に関すること。 |  | 1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第25条の規定により製品検査をすること。<br>2 同法第58条の規定により食中毒患者等の報告をすること。 |  | 1 食品衛生監視員等関係法令に定める身分を証する証票を発行すること。 |
|---------------|--|--|--|------------------------------------|

別表第2健康福祉部食品衛生課の項第4項部長専決事項の欄第1号中「第3条」を「第4条」に改め、同項同欄第2号中「第14条」を「第18条」に改め、同項同欄第3号中「設置又は変更を許可すること」を「設置を許可すること」に改め、同表同部同課の項第5項課(総室・室)長専決事項の欄第3号中「第4項」を「第6項」に改め、同表同部同課の項第7項部長専決事項の欄第1号中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第 17 号**

本庁各部（局）課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県立肥後学園処務規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立肥後学園処務規程を廃止する訓令  
熊本県立肥後学園処務規程（昭和 31 年熊本県訓令第 1232 号）は、廃止する。  
附 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県訓令第 18 号**

本庁各部（局）課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県积迦院ダム建設事務所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県积迦院ダム建設事務所処務規程を廃止する訓令  
熊本県积迦院ダム建設事務所処務規程（昭和 59 年熊本県訓令第 17 号）は、廃止する。  
附 則

- 1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に积迦院ダム建設事務所に兼務を命じられている者は、当該兼務を免ぜられたものとする。